

社会福祉法人富岳会 役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人富岳会（以下「法人」という）の定款第九条及び第二三条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第九条で定める金額の範囲内で、報酬を支払うことができる。
- 3 理事長にはその職務執行の対価として業務報酬を支払うものとし、当該報酬以外に、理事会、評議員会等会議への出席及び出張に係る報酬の支出は行わない。
- 4 常勤の理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、報酬を支給するものとする。

(報酬の額の決定)

第4条 法人の全役員の報酬総額は、年間500万円以内とする。

- 2 法人の理事長の報酬は別表1に定めるとおりとする。
- 3 理事長以外の役員及び評議員の報酬は別表2に定めるとおりとする。

(費用弁償)

第5条 法人の役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、別表3に基づいて支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員及び評議員に対する報酬及び費用(以下「報酬等」という。)の支給は、

次の各号による区分に応じた時期に支給する。

(1) 理事長に対する業務報酬 毎月25日(ただし、その日が休日にあたる場合は、給与規程第7条第2項に準じて支給する。)

(2) 理事長以外の役員及び評議員に対する報酬 発生の都度

(3) 役員及び評議員に対する費用 発生の都度

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月21日(定時評議員会の議決日)より施行する。
同時に、旧役員報酬等規程は廃止する。

この規程は、令和2年3月23日(定時評議員会の議決日)より施行する。

別表 1

名 称	金 額	備考
理事長業務報酬（月額）	300,000円	

別表 2

名 称		金 額 〔上段：4時間以内〕 〔下段：4時間以上〕	備 考
理 事	理事会等出席報酬	5,000円	
		10,000円	
	上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円	
		10,000円	
監 事	理事会・評議員会出席報酬	8,000円	
		16,000円	
	監事監査出席報酬	10,000円	
		20,000円	
	上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円	
		20,000円	
評 議 員	評議員会等出席報酬	5,000円	
		10,000円	
	上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円	
		10,000円	

別表 3

名 称			金 額	備考
旅 費	交通費 (理事会等出席)	御殿場・裾野市内	2, 0 0 0 円	非常勤役員、評議員に限る 電車等公共交通機関利用 の場合は実費とする
		上 記 以 外	3, 0 0 0 円	
	交通費（出張等）		実 費	
	宿泊費		実 費	
その他費用			実 費	